

令和7年度 高砂市立宝殿中学校 いじめ防止基本方針

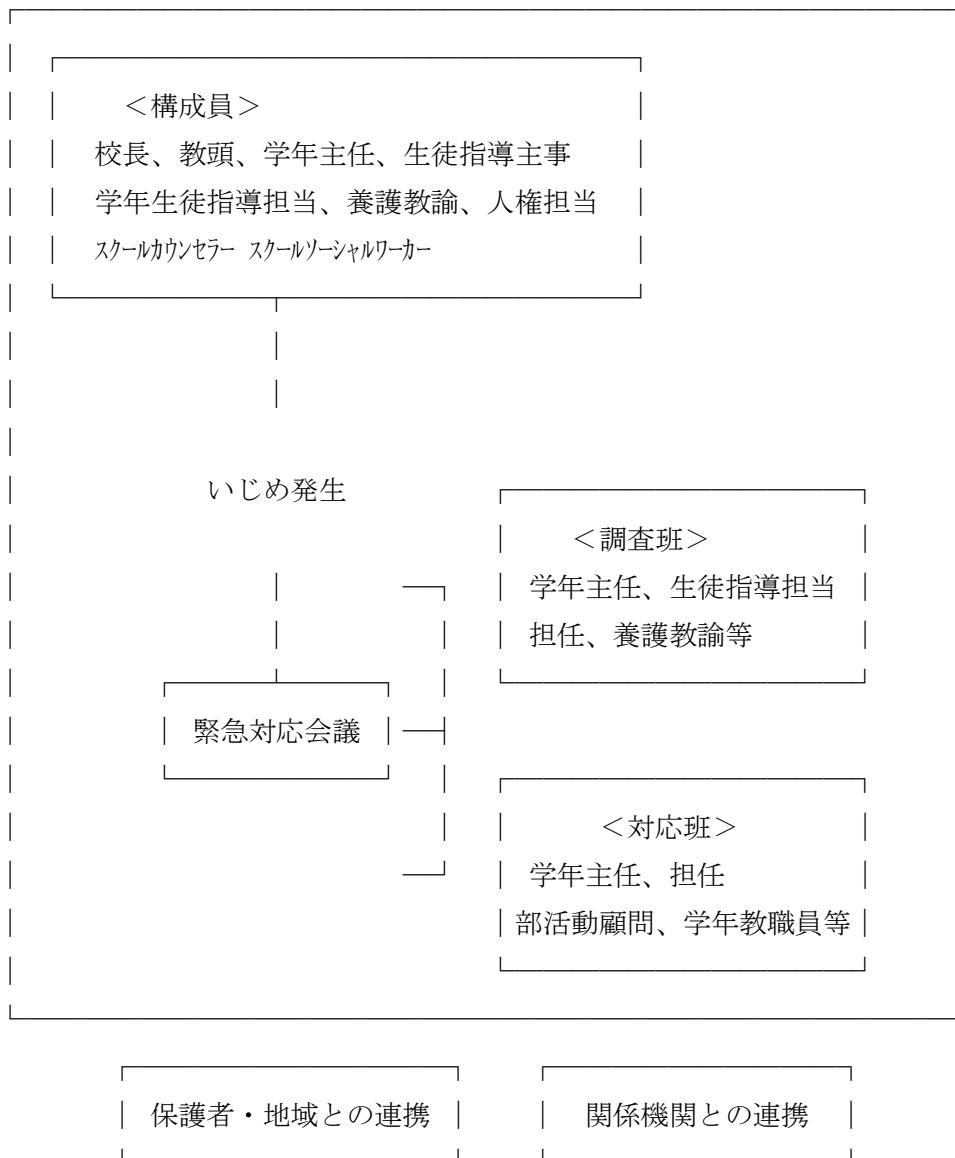
1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な 危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで本校では、学校内外を問わずにいじめが行われることなく、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止の対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力をあげていじめの未然防止・早期発見対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。

2 組織的な指導体制

○いじめ防止対策委員会



- ・月1回のいじめ防止対策委員会を開催する。
- ・事案に応じて調査班や対応班を編成し、関係機関とも協力して対応する。

3 未然防止対策

○教科指導・学級指導の充実

- ・「わかる,できる,楽しい」という思いを持たせる授業や学級づくりを進める。

○豊かな情操や道徳心の育成

- ・道徳教育の充実を図り、全教育活動を通して、自己存在感、共感的な人間関係づくり、自己決定の場を大切にし、自己指導能力を育てる。

○情報教育の充実

- ・日常的に「情報モラル」を高め、ネットマナーの向上を図る指導に取り組む。
- ・専門的な技術者や対応機関のアドバイスを得ながら指導する。

○生徒会の活性化

- ・共感的な人間関係づくりや自発性・自治力の育成をする。

○教職員

- ・全教職員間の危機意識を高め、気になることをすぐに同僚や学年主任、生活指導担当等へ伝える風通しのよい教職員集団を目指す。

○小学校との連携

- ・いじめ、不登校に関する情報等を適切に引き継ぎ、生徒の実態把握をしておく。

4 早期発見対策

○生活ノートの活用

- ・生活ノートを活用することによって、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

○生活指導小委員会（毎週実施）の活用

- ・生活指導担当と養護教諭が集まり、各学年の情報収集や課題を話し合う。

○目標達成シート（毎学期実施）のコメント欄の活用

- ・アンケートは発見の手立ての一つだけでなく、抑止力にもなると認識した上で、実施する。

○生活アンケート（6月実施）の活用

- ・ストレスチェックを実施し、気になる生徒については、教育相談を実施する。

○悩み相談シート（毎学期実施）の活用

○教育相談による情報収集

- ・教職員との信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的にアンケートを実施、必要に応じて教育相談を実施する。

○チェックリストの活用

- ・「いじめ」を見抜く教師の目<チェックポイント>等を定期的に実施し、教職員の危機意識を高める。

○教職員の情報交換

- ・教職員全体で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・担任や教科担当等が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有する。

○保護者・地域との連携

- ・三者面談、P T A活動、部活動保護者会及び学校運営協議会等あらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- ・学校ホームページ、学校だより、情報発信等を通した適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深める。

5 早期対応対策

①正確な事実確認

- ・関係する生徒たちや教職員から個別に聞き取る。
- ・一つの事象にとらわれずに全体像を把握する。

②指導方針の決定・理解

- ・いじめ防止対策委員会を開催し、指導方針を検討する。
- ・全教職員が状況を把握し、指導方針を共通理解する。
- ・教職員の役割分担を整え、連携して取り組む。

③生徒への対応

- ・いじめられた生徒に「必ず守る」ことを言葉と態度で示し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒や周りの生徒には、相手の苦しみや悲しみを思いやるよう指導し、「いじめは絶対許されない」ことも認識させる。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、いじめられた生徒、いじめた生徒に対する心のケアに努める。

④保護者との連携協力

- ・家庭訪問等により関係する生徒の保護者と直接会い、具体的な対応について話し合い、協力を得ながら解決にあたる。

6 関係機関との連携

- ・いじめを認知したときは、教育委員会と連携を図りながら迅速に対応する。
- ・犯罪性の高いときや被害者が被害届を出しているときは、被害者救済や保護、二次被害、再発防止に全力であたり、警察等と連携を図りながら対応する。
- ・非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるときは、必要に応じて中央こども家庭センターや子育て支援センター等と連携を図りながら、専門的な角度から総合的に判断し、対応する。

7 その他

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発

信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。
(兵庫県サイバー犯罪防犯センター等との連携)

○外部相談機関

- ・学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
 - ア 子どもの人権110番
 - イ ひょうごっ子悩み（いじめ）相談
 - ウ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談等

○学校評価への取組とP D C Aサイクルの活用

- ・いじめを隠匿せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- ・いじめ防止対策委員会で、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

○重大事態について

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。
 - ア 重大事案が発生した旨を高砂市教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 高砂市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。